

4. 関西広域連合の対応

(1) 活動概況

関西広域連合は、関西の2府（京都府、大阪府）、5県（滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県）、4市（京都市、大阪市、堺市、神戸市）で構成される特別地方公共団体である（大阪市と堺市は東日本大震災後の平成24年4月、京都市と神戸市は同年8月に加入）。構成府県市は、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全、職員研修といった分野で機能を分担しながら、広域行政を展開している。

東日本大震災では、広域防災局を担う兵庫県による総合調整の下、発災直後から広域連合委員会を開催するなどして活動方針を定め、カウンターパート方式により被災地支援を展開している。平成25年1月4日現在で、延べ94,500人・日が避難所対策、医療支援、被災住宅対策、給水対策、教育対策等のため派遣された（警察、消防、DMAT、市町村職員を除く）。

以下、『東日本大震災 兵庫県の支援 1年の記録』（平成24年3月）と聞き取り調査を基に記述する。

《発災直後の主な経緯》

関西広域連合委員会の開催と方針決定(緊急声明(第一次))

13日、兵庫県災害対策センターで、構成府県の知事が一堂に会した臨時の広域連合委員会を開催し、以下の方針を決定した。

■緊急声明(第一次)の発表

被災地対策（避難生活支援等）、支援物資等の提供、応援要員の派遣、避難生活等の受入の4項目について、積極的に取り組むことを決定し、緊急声明（第一次）として発表した。

■カウンターパート方式による支援

資源を有効活用するため、支援を行う府県と支援を受ける県を特定して支援するカウンターパート方式で支援することとした。これは、中国の対口支援（たいこうしえん）を意識したものだった（地方組織間で1対1の支援を行う仕組みで、四川大地震の際にとられた。）。最初は、それにならって1対1の方式も検討されたが、岩手県、宮城県、福島県で特に甚大な被害が発生していたことから、3県を集中的に支援することとなった（分担は表1-4参照）。

カウンターパート方式をとったことで、各府県の担当エリアが明確化され、責任感を持つ迅速かつ持続的な支援に結びついた。また、初動の段階から分担を明確化したことで、被災3県については被害が大きかったところだけでなく、片寄りのない支援が可能になった。

■現地連絡所の設置

被災地の状況やニーズ等を把握するため、岩手県、宮城県、福島県の各県庁周辺に現地連絡所を早期に設置することとした。現地連絡所の設置は、阪神・淡路大震災の経験・教訓（「情報がないうところほど被害が大きく、情報は自ら積極的に取りに行き、それに基づく対策を実施していかなければならない」）を踏まえて実施したもので、被災時の状況やニーズの把握に大きな役割を果たすことになった。

3 県への現地連絡所の設置

上記を踏まえ、被災3県に、14日から16日にかけて表1-4のとおり現地連絡所を設置し、支援体制を整えた。現地連絡所の業務内容は次のとおりである。

- 関西広域連合の構成府県が行う支援の現地での受入の確認
- 各被災県と受入拠点から被災地への輸送調整
- 現地の被災状況と交通情報を収集し、逐次報告
- 各被災県の被災ニーズを把握し、逐次報告
- 阪神・淡路大震災の経験を生かし、応急対応から被災者支援、復旧・復興にかかる課題・対策事例を伝え、今後、発生する対応業務についての情報提供・対応支援

表1-4 カウンターパートの担当府県と現地連絡所の設置状況

被災県	設置場所	設置時期	担当府県
岩手県	岩手県庁内	3月14日(月) 17:00	大阪府、和歌山県
	→岩手県庁周辺オフィスに移転 (4月1日～平成24年3月31日)		
	遠野市役所内	5月9日(月)～10月31日 (月)	
	沿岸広域振興局釜石合同庁舎内	11月1日(火)～平成24年 3月31日	
宮城県	宮城県庁内	3月14日(月) 10:30	兵庫県、鳥取県、徳島県
	→3月20日に「現地支援本部」に改組		
	気仙沼市、石巻市、南三陸町 (現地支援本部)	3月23日(水)	
	→10月末廃止・被災地支援総合相談窓口を設置		
福島県	会津若松合同庁舎内	3月16日(水) 9:30	滋賀県、京都府
	→6月25日に福島県庁内に統合		
	福島県庁内	3月16日(水) 13:00	

※各被災県の負担を軽減するため、衛星携帯電話など必要な用品は持ち込み、食料や宿泊場所、用品は各府県で確保。

※福島県現地連絡所は、原発事故の関係で設置時期が3月16日となった。

緊急声明(第二次)の発表

13日に決定した支援の実施状況や今後の支援について協議を行うため、3月29日、広域連合委員会を開催した。その中で、阪神・淡路大震災の経験を最大限に活かし、災害対応の段階に応じて、今後も次の支援を積極的かつ継続的に実施することを決定し、緊急声明(第二次)として発表した。

①被災県・市町村への応援要員の派遣

被災者支援、今後の復旧・復興に向けて、避難所の運営、保健・医療対策などの体制づくりを支援するため、被災県はもとより被災市町村にも構成府県、府県内市町村職員を派遣していく。

②阪神・淡路大震災の経験や教訓を生かした助言・指導

阪神・淡路大震災からの創造的復興を成し遂げ、その復興過程についての検証や、国内外のさまざまな災害に対し、その経験と教訓を発信し伝え続けてきた実績を生かして、震災復興の経験を有する職員を被災地に派遣し、復旧・復興のフェーズに応じた助言等を行う。

③被災者受入体制の充実

(略)

(2) 人的支援の状況

平成23年4月10日現在の人的支援の状況（構成府県からの職員派遣実績）は、表1-5のとおりである。

表1-5 構成府県からの職員派遣実績

区分	延べ派遣人数（4/10 現在）	実派遣人数（4/10）
支援連絡要員	716名	27名
避難所での健康対策等（歯科医師等）	2,104名	84名
避難所運営支援	1,196名	61名
救護所等の医療支援（医師等）	1,983名	87名
被災住宅対策	154名	5名
給水対策	給水車28台、277名	2名
教育対策（学校避難所運営、こころのケア等）	157名	5名
その他（し尿処理支援等）	車両7台、2,056名	112名
合計	車両35台、人員8,643名	383名

(3) 今後に向けて

平成24年3月、関西広域連合では、東海・東南海・南海地震等の大規模広域災害に対し、関西広域連合がとるべき対応方針やその手順等を定めるプランとして「関西防災・減災プラン（総則編）（地震・津波災害対策編）」を策定した。

このプランは、

- 阪神・淡路大震災や東日本大震災等の経験・教訓を踏まえたプラン
- 府県民に分かりやすいプラン
- 充実・発展型のプラン

の3つの方針に基づき策定され、計画の実効性を確保するために、不断の見直しを行い、必要に応じて修正することとされている。大規模災害時に被災市町村、被災府県、広域連合・応援府県、

他都道県、国・国出先機関等が相互に連携しながら対応すべきことを災害対応項目毎に「オペレーションマップ」（表）として示している点などが特徴である。人的支援についても、今後この計画に沿って関西広域応援・受援実施要綱が作成されるなどして充実が図られていくことになっている。

（参考）関西広域連合による構成府県内での物資等の調整

被災地の支援は、カウンターパートの府県が責任を持って対応したが、当該府県だけで対応できない事案もあった。その場合、広域防災局（兵庫県庁内）が、構成府県の有する資源の調整を行い、事案の解決を図った。その例としては、下表が示されている。

事例	内容
簡易トイレの融通	福島県から簡易トイレの提供要請があったが、カウンターパートである滋賀県、京都府に在庫がなかったため、広域防災局が構成府県と調整し、兵庫県から簡易トイレ100基を提供した。
靴の融通	福島県から靴の提供要請があったが、カウンターパートである滋賀県と京都府に在庫がなかったため、広域防災局が企業と調整し、靴（約650足・無償提供）を手配した。
食料の転送	<ul style="list-style-type: none"> ● 大阪府から岩手県に食料を輸送していたが、岩手県の物資集積所が満杯となったことから、広域防災局が構成府県と調整し、宮城県へ転送した。 ● 京都府から福島県に食料等を輸送していたが、福島県の物資集積所が満杯となっていたことから、京都府が広域防災局を通じて調整し、宮城県へ転送した。
燃料の送付	姫路市にある横田石油（株）から、燃料の寄付の申し出があり、広域防災局が構成府県と調整し、横田石油（株）が各被災県に送付した。
紙おむつの送付	神戸市にあるP&Gから、紙おむつの寄付の申し出があり、広域防災局が構成府県と調整し、P&Gが各被災県に送付した。
医療用医薬品の送付	福島県から医療用医薬品の提供要請があり、緊急を要すると判断し、福島県内の民間製薬会社から提供のあった医療用医薬品を広域防災局と連携し、福島県に送付した。
火葬用燃料の調整	岩手県からの要請に基づき、広域防災局と連携を図り、大阪府が政府の確保していた重油・軽油を岩手県に送るよう調整した。